

富山市障害者自立支援協議会

第 2 回 資 料

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）

富山市役所 8 階大会議室

－ 目 次 －

I 相談支援体制の整備について

- 1 富山市における委託相談支援体制について . . . 1
- 2 各事業所の主な役割について . . . 2
- 3 委託相談支援事業所の追加について . . . 3
- 4 今後の方針 . . . 3

II 地域の関係機関によるネットワークの構築について

- 1 令和6年度相談支援ワーキングの活動状況 . . . 4
- 2 令和6年度各専門支援ワーキングの活動状況 . . . 5

III 権利擁護部会の活動状況について . . . 7

IV 地域生活支援拠点等の状況について . . . 8

V その他

- 1 「就労選択支援」について . . . 10
- 2 次期障害者計画策定に向けたアンケート調査等の実施（案）について . . . 11
- 3 富山市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について . . . 12

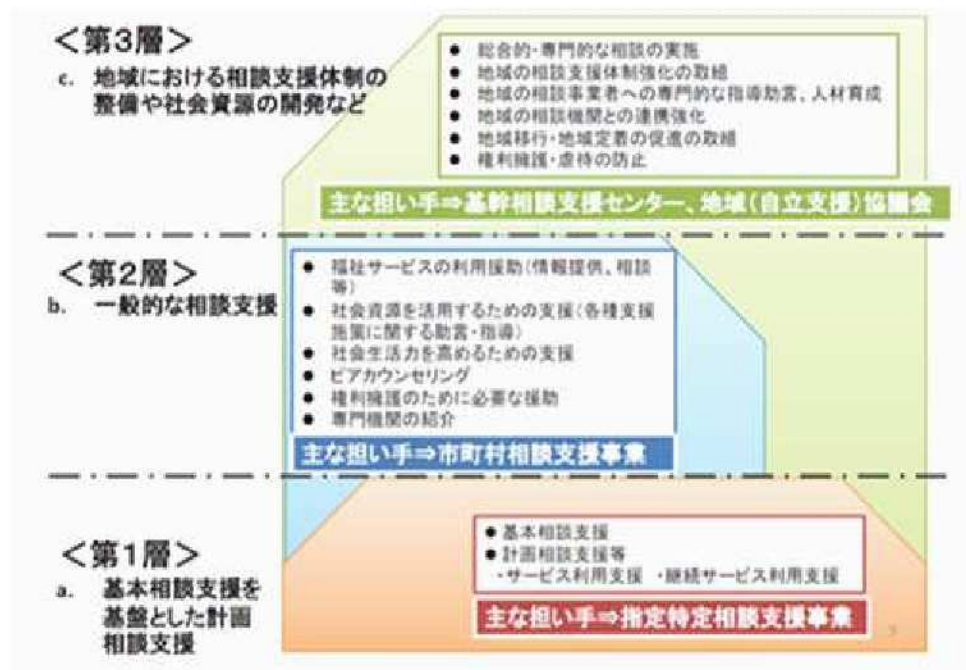
I 相談支援体制の整備について

1 富山市における相談支援体制について

本市では、総合的・専門的な相談の実施等を目的とし社会福祉法人富山市社会福祉事業団への委託により、障害者福祉センター内に「基幹相談支援室」を設置、また、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を供与するなど、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした障害者相談支援事業を、令和7年2月時点で7箇所の事業所に委託しています。

加えて、基本相談支援や障害福祉サービスの利用に係る利用計画の作成を行う、計画相談支援事業者が市の指定を受け事業を実施しており、これらの相談機関が連携し3層構造の相談支援体制を構築しているところですが、各層の役割を最大限に発揮できる相談支援体制を構築し、富山市の相談支援の充実を図ることを目的としています。

(参考) 地域における相談支援体制のイメージ (厚生労働省資料)



2 各事業所の主な役割と現状

(1) 主な役割

ア 基幹相談支援センター（基幹相談支援室）【第3層】

- ・ 人材育成を含めた、相談支援事業所、相談支援専門員への後方支援（面接や訪問への同行、相談支援専門員の連絡会や事例検討会等の開催等）
- ・ 各種関係機関による「地域のネットワーク構築」

イ 委託相談支援事業所【第2層】（市内7法人に委託）

- ・ 一般的な相談支援

（計画相談に繋ぐまで、または障害福祉サービスに繋がらないケース等の継続相談など、「計画相談」の給付に至らないケースを主な対象としている。）

ウ 特定相談支援事業者【第1層】

- ・ 基本相談支援を基本とした「計画相談支援」

※「相談支援業務に関する手引き」（厚生労働省令和6年3月）より

(2) 現状

ア 基幹相談支援室【第3層】

- ・ 個別の相談支援業務の比重が大きく、人材育成を含めた、相談支援事業所、相談支援専門員への後方支援が行えていない状況

イ 委託相談支援事業所【第2層】

- ・ 一般相談から計画相談まで繋がる段階に至っても、第1層との連携体制がないことから相談を受けてから計画作成までのすべてを当該事業所で担っている例が多い状況

ウ 特定相談支援事業者【第1層】

- ・ 少人数で事業を実施している事業所が多く、相談支援専門員1人あたり多くの案件を抱えている状況

現在は、3層構造での相談支援体制を構築しているとは言えるものの、各階層の役割についての認識が曖昧であることや、連携体制が構築されていないことから、それぞれの役割を最大限に発揮できているとはいえない状況である。

しかし、各層が自らの役割を担うことができれば、基幹【第3層】が特定相談支援事業者【第1層】を後方支援することで、効率的に計画作成を行うことができ、委託相談支援事業者【第2層】も計画に繋ぐまでの一般相談に注力できる。

また、その環境が整うことで、基幹【第3層】は個別の相談案件の対応ではなく、相談支援事業所の後方支援や人材育成に注力できるといった好循環が生まれ、効果的な相談支援体制の整備が期待できる。

3 委託相談支援事業所の追加について

(1) 事業者

株式会社 I N G（事業所：ゆくる）

(2) 委託期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(3) 事業者選定の経緯

今回の委託相談支援事業者の追加は、市の相談支援体制の強化・整備を行うため、令和4年度の途中から1箇所減となっていた委託相談を当初の個所数に再整備するものであり、一般相談を受ける体制を強化することで、市全体の相談支援体制の整備を行うことを目指している。

今回の事業者の選定にあたっては、

- ① 相談支援の指定を受け、相談支援に従事する専門職員を配置している事業所であること。
- ② 緊急対応が必要となった障害者等への相談支援体制の確保等が整備されていること。
- ③ 委託相談が未設置となっている地区で事業を実施していることなどの条件を満たしている事業者を選定した。

4 今後の方針

- これまでそれぞれの層が行ってきた相談支援について、各層の役割を明確化するとともに、相談を受けてからの流れを可視化し、各層の事業者との合意形成を図る。
・相談を受けた機関が、相談の内容により適切な機関に引継ぐ又は連携し支援を行う。
- これらの役割についての周知は、研修の機会等を通じて、市が事業所へ意思統一を図っていくこととする。
- これらの相談支援体制を構築するためには、各層の「顔の見える関係」が大変重要であり、その構築のために、令和7年度より、基幹相談支援室が行う事業所巡回指導について、委託相談支援事業所とも連携して実施する。

※ 相談支援体制の整備については、相談支援ワーキングと連携しながら構築していくこととする。

Ⅱ 地域の関係機関によるネットワーク構築について

1 相談支援ワーキングの活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第6条により設置し、相談支援に関する課題等の検討を行う。
構成メンバー	相談支援事業所（自立生活支援センター富山、富山市恵光学園、ゆりの木の里相談支援事業所、あすなろセンター、和敬会生活支援センター、セーナー苑相談支援事業所Weネット）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市こども健康課、市障害福祉課 16名
R6年度の取り組み	①地域生活支援拠点等整備事業に関する協議・情報共有 ②各種事業に関する協議・情報共有、専門ワーキングとの協議・情報共有
活動状況	【定例会】 第1回：令和 6年 4月 23日（火） 第2回：令和 6年 5月 21日（火） 第3回：令和 6年 6月 18日（火）（事業所連絡会） 第4回：令和 6年 7月 16日（火）（事例検討・初任研実習） 第5回：令和 6年 8月 27日（火）（エリア研修） 第6回：令和 6年 9月 20日（金）（民児協研修） 第7回：令和 6年10月 22日（火） 第8回：令和 6年11月 28日（火）（民児協研修） 第9回：令和 6年12月 3日（火）（事例検討・現任研実習） 第10回：令和 7年 2月 4日（火） 第11回：【予定】令和 7年 2月 26日（水）（事業所連絡会） 第12回：【予定】令和 7年 3月 19日（水） 令和6年から3年間の運営方針を「誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築」として、本年は相談支援員の質の向上を図り、身近な地域での連携を深めていく。また、災害等の緊急時に、特に対応・支援の必要性が高いケースを把握し、今後の相談支援体制のあり方等について検討する。 【研修会】 富山市民生委員児童委員協議会高齢者障害者福祉部会とともに、障害者の地域生活向上のためのネットワークについて研修会を行う。 地域の身近な支援者や支援機関等が、障害（今回は精神障害）についての理解を深めるとともに、支援者同士顔の見える関係をつくり、地域における包括的な支援体制の構築を目指すことを目的に開催する。 日時：令和6年9月20日・令和6年11月28日 場所：水橋会館・八尾コミュニティセンター 内容：講義及びグループワーク
今後の課題等	相談件数が年々増加傾向にあり、新規相談の受け入れに時間を要する状況となっている。相談内容は複雑化・多様化しており、サービス提供事業所の介護者不足、人材不足、担い手不足の問題も顕在化しており、一つの相談支援機関だけで対応することが大変困難な状況となっている。 そのため、身近な地域での連携を深め、支援者支援等で研鑽を積む中で、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、個別課題を把握・集約し、それを地域課題として捉え、広い市域の中での相談支援体制のあり方を検討していく必要がある。 地域生活支援拠点を整備する過程においては、地域課題を理解し、緊急時の受け入れ・対応の必要性が高いケースを把握し共有しておくための取り組みが必要である。

2 各専門支援ワーキング^(※1)の活動状況について

※1 専門支援ワーキングは、富山市障害者自立支援協議会運営要綱第7条により設置し、就労支援ワーキング、地域生活支援ワーキング、子ども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題解決や支援方策等の検討を行っている。

(1) 就労支援ワーキング

設置目的	障害者就労の現状や課題の報告を行う、関係者間での就労系サービスや就労支援に関しての意見交換を行う。
構成メンバー	支援学校（しらとり支援、富山高等支等）、障害者就業・生活支援センター、富山公共職業安定所、就労支援事業所（5か所）、相談支援事業所、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課 15名
R6年度の取り組み	①一般就労の推進に関すること ②就労支援サービスの質の向上に関すること ③事業所研修会の開催 ④障害者雇用に関する現状把握・課題把握
活動状況	【定例会】 第1回：令和6年6月13日（木） 第2回：令和6年8月22日（木） 第3回：令和6年11月7日（木）（事業者研修会） 第4回：【予定】令和7年3月 頃 - 各障害福祉サービス事業所(就労移行・就労継続A・B)への就労の状況について - 支援学校における就労支援、進路指導について - 個別事例への支援に関する情報交換
今後の課題等	就労支援事業所、教育関係者等の関係者間で、障害者就労の現状や就労支援サービス課題に関して検討を行う。今年度は、就労継続支援B型事業所が抱えている課題などを調査し、その課題解決に向けた市内障害者就労支援事業者研修会やグループワーク等を実施したところであるが、次年度はさらに他の就労系サービスに焦点をあて、課題を抽出していく。

(2) 地域生活支援ワーキング

設置目的	障害者の地域生活への移行と定着のため、支援事例の蓄積、課題の検討等を行う。
構成メンバー	委託相談支援事業所（5か所）、一般相談支援事業所（5か所）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市大山保健福祉センター、市長寿福祉課、市障害福祉課 18名
R6年度の取り組み	①障害者の地域移行に関すること ②地域生活の定着に関すること ※ 令和6年度の目的 障害福祉サービス事業所における支援者が、日頃利用者から受ける相談や困りごとへの対応のコツ、各種相談先等を取りまとめ、地域移行・定着が推進されるよう活動する。

活動状況	【定例会】 第1回：令和 6年 8月 6日（火） 第2回：令和 7年 2月 25日（火） ・事例を通して地域移行の障壁や支援方法、社会資源について検討 ・富山市における課題解決に向けた取り組み方法について検討
今後の課題等	地域での生活の重要性が言われている一方、地域の受け皿や支え手の不足等、課題が山積している。 複合的な生活課題をもった障害者に対し、生活を営む地域の中での支援の方法や問題の発生を未然に防ぐ予防策等を、多機関多職種で連携し、検討を重ねることが必要である。

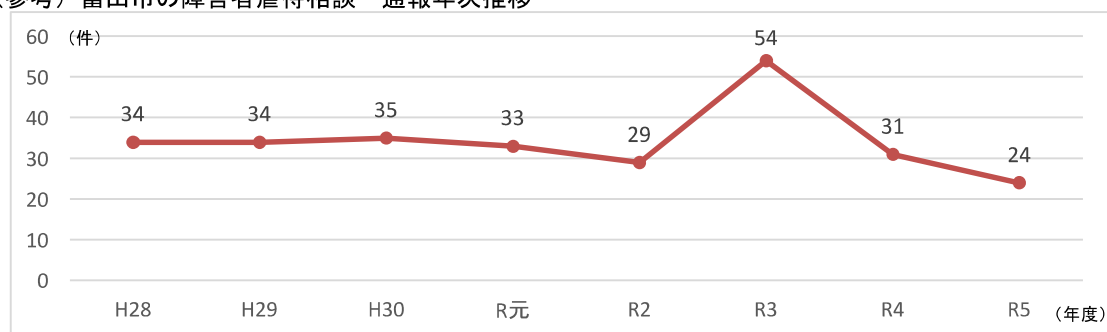
（３） こども発達支援ワーキング

設置目的	障害児に関する事例検討や、今後必要とされる支援について検討することにより、支援の質の向上と事業所の連携の強化を行う。
構成メンバー	支援学校（しらとり、富山総合）、富山大学教育学部、富山県発達障害者支援センターほっぷ、富山県総合教育センター、富山県医療的ケア児等支援センター、砺波学園、相談支援事業所（このゆびとーまれ、恵光学園）、サービス事業所（ガンバ村スペシャルキッズ、トータルサポートライトブレイン）、富山児童相談所、基幹相談支援室、市学校教育課、市こども保育課、市こども健康課、市子育て支援センター、市中央保健福祉センター 26名
R6年度の取り組み	①ライフサイクルに応じた縦横支援に関すること ②サービスの質の向上に関すること ③児童発達支援ネットワークの構築
活動状況	【定例会】 第1回：令和 6年 5月14日（火） 第2回：令和 6年 7月24日（水） 第3回：令和 6年 9月25日（水） 第4回：令和 6年11月27日（水） 第5回：令和 7年 1月22日（水） 幼児期、学齢期、医療的ケア児への支援に関する事例検討等を通して、各機関の支援の実際や問題点、課題、支援にあたっての多職種・多機関の連携の必要性を共有する。
今後の課題等	各関係機関、当事者家族が直面している困難な事例や、不足している社会資源の検討を行う。また、子どもの権利を擁護するため、関係機関・関係団体との連携を強化するとともに、児童発達支援ネットワークの構築を図ることが必要である。

Ⅲ 権利擁護部会の活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第8条により設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題等の検討を行っている。
構成メンバー	富山国際大学、司法書士、社会福祉士、富山市社会福祉協議会、富山中央警察署、恵光学園、富山県精神保健福祉士協会、基幹相談支援室、市企画管理部（法務指導監）、市生活安全交通課、市保健所予防課、市こども健康課、市障害福祉課
令和6年度の取り組み	①障害者虐待に関する情報等の共有 ②障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制の推進について検討 ③権利擁護研修会の開催
活動状況	【定例会】 日時：令和6年10月31日（木）10：00～11：30 令和5年度・令和6年度の障害者虐待発生状況や対応状況等について共有し、障害者虐待防止や早期発見・早期対応等について協議した。また、令和6年度権利擁護研修会について検討した。 【権利擁護研修会】 障害者虐待の防止の徹底について関係者が正しく理解するとともに、障害者の権利擁護の観点に基づき、障害者差別や虐待防止について理解を深めることを目的として開催した。 日時：令和7年2月19日（水）10:00～12:00 場所：Toyama Sakuraビル 対象：障害福祉サービス事業所等の職員 内容：講義「障害者福祉施設等における障害者虐待防止の理解と対応」
今後の課題等	養護者からの虐待防止のため、生活歴や家庭環境といったさまざまな問題が背景にあることを理解し、障害者本人と養護者・家族に対する支援を行っていく必要がある。また、虐待の早期発見のため、関係機関との連携を含めた相談支援体制の構築が重要である。 また、施設従事者等による虐待防止のため、施設従事者等の意識をいかに高めていくかが課題である。「障害者虐待」の類型を理解すること、身体拘束の適正化・廃止、虐待防止委員会の開催や研修の実施、通報義務の徹底等、各施設における虐待の未然防止・再発防止への取り組みが重要である。

（参考）富山市の障害者虐待相談・通報年次推移

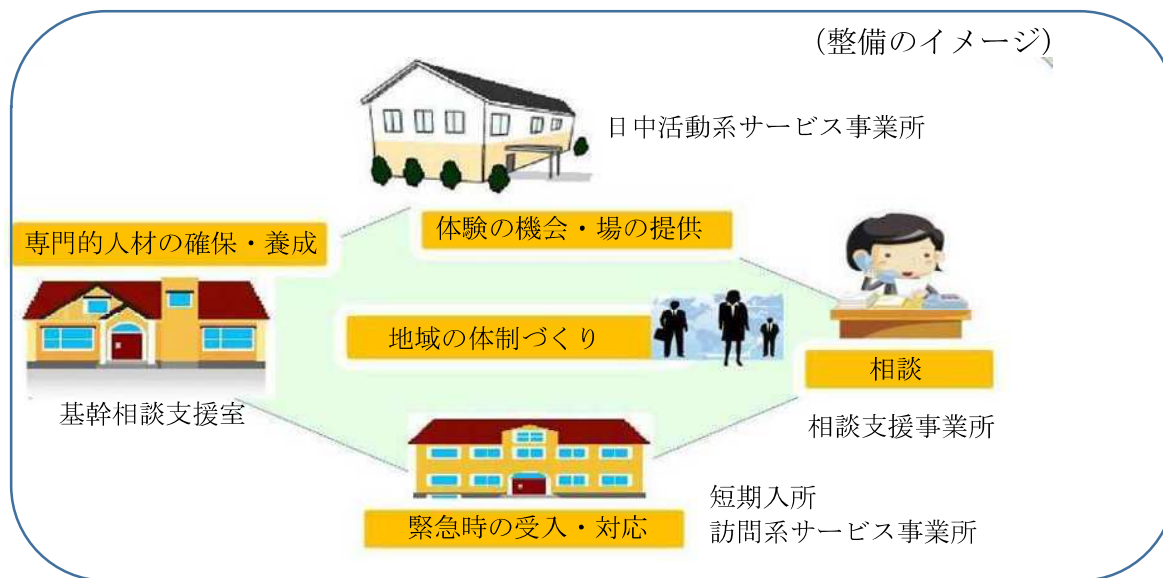


年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
養護者	19	19	19	25	19	32	22	19
施設従事者	8	7	11	6	7	18	7	3
使用者	2	6	0	1	0	4	1	2
その他	5	2	5	1	3	0	1	0
合 計	34	34	35	33	29	54	31	24

Ⅳ 地域生活支援拠点等の状況について

1 拠点等の整備について

地域生活支援拠点等については、障害者の高齢化・重度化を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とし、富山市では様々な障害福祉サービス事業所等が存在することから、既存の事業所等が有する機能を活用しつつ、連携していく「面的整備型」により、「令和5年4月」より整備しています。



2 地域生活支援拠点等の機能について

必要な機能	国が示す機能の内容
相談支援	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、夜間・休日等における緊急時の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談その他必要な支援を行う機能。
緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保、養成	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

富山市ではこれらの機能を担う事業者を、事業者の申請に基づき、登録することで拠点機能の整備を図っています。

3 地域生活支援拠点等の状況等について

本市では、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を「登録制」により設置している。

必要な機能	登録個所数(※)	市の現状
相談支援	5 箇所	・支援にあたっては、相談支援事業所において、事前に緊急対応が必要と見込まれる者の抽出や、その家族等との緊急時の対応を考えてもらうようお願いしている。 ・「地域定着支援」の活用により、緊急対応が必要な者への支援を図っている。
緊急時の受入れ・対応	7 箇所	・支援に当たっては、緊急時にできる限り、緊急受け入れ体制を確保し、受け入れやサービス提供の連絡や調整の必要な対応をしてもらえるようお願いしている。 ・緊急での受け入れが必要となる案件については、市においても受け入れ先の確保の支援を行っている。
体験の機会・場	8 箇所	・既存のサービスにおける共同生活援助の体験利用により、体験の機会の場を確保している。
専門的人材の確保、養成	0 箇所	・事業者の登録はないが、基幹相談支援室が機能を担い、相談支援事業所を対象とした情報交換会や研修の実施等を通じて、相談支援に関わる専門的人材の質の向上・育成を図っている。
地域の体制づくり	5 箇所	・基幹相談支援室が実施している、相談支援事業所を対象とした情報交換会・研修会や、相談支援ワーキング及び専門支援ワーキングを通じて、相談支援に関する課題や、専門分野の各種課題等について検討を行っている。

4 課題と今後の方向性について

本市においては、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち「緊急時の受入れ・対応」が最も重要な課題であると考えている。

障害者の緊急時に、常時障害者を受け入れることができるだけの人材確保ができないことや、これまで当該事業所を利用したことのない、障害の特性を把握できていない者を支援することへの不安などから、事業所の登録が伸び悩んでいることが考えられ、本市の障害福祉サービスの利用者においては、そのほとんどに担当する相談支援専門員がついていることから、相談支援専門員の支援等により、既存のサービス体制の中で、緊急時の対応などについて一定の効果は得られている

今後は、基幹相談支援室が実施する事業所の研修会や、相談支援ワーキング等を通じ、地域生活支援拠点等の制度や登録について改めて周知をしていくことで登録事業所の増加を図り、地域生活支援拠点等に関する事業所への理解を深め、体制整備を図っていく。

V その他

1 「就労選択支援」について

(1) 就労選択支援とは

就労選択支援とは、「障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択」を支援するものであり、令和7年10月1日よりサービスが開始。

(2) 対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

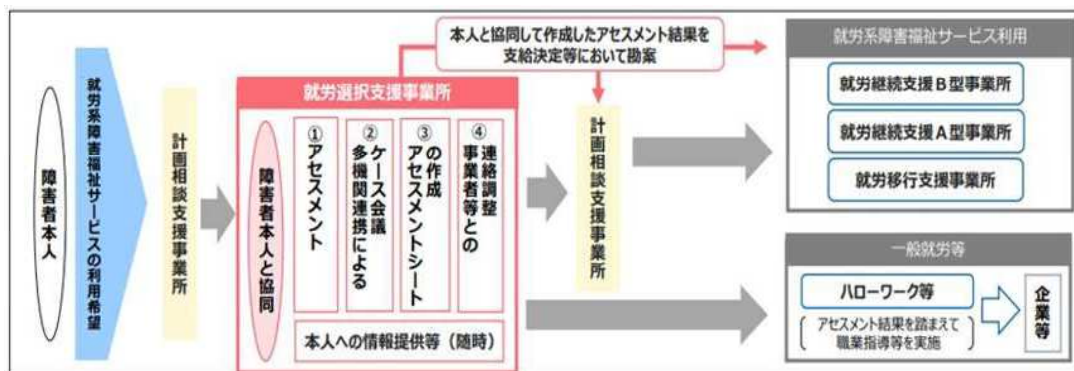
※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援の利用が必要。

※ 令和9年4月意向、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、原則として就労選択支援の利用が必要。

(3) 実施主体

就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であり、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績のある事業者等

(4) サービスの基本プロセス



※ 「就労選択支援」に関する詳細は、今後随時国より示される予定である。

2 次期障害者計画策定に向けたアンケート調査等の実施（案）について

（１）計画策定について

富山市では、これまで、「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」の基本理念のもと、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してきました。令和８年度末で計画期間が終了する３つの計画について、令和８年度中には本市の現状に合わせた新たな成果目標を盛り込んだ計画の策定が必要となります。

項目	根拠規定	計画の性格	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	障害者基本法 第11条	国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画 (基本計画・方向性)	第４次富山市 障害者計画 (R３～R８)			第５次富山市 障害者計画 (R９～R１４)		
障害福祉計画	障害者 総合支援法 第88条	国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	第７期富山市 障害福祉計画 (R６～R８)			第８期富山市 障害福祉計画 (R９～R１１)		
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	第３期富山市 障害児福祉計画 (R６～R８)			第４期富山市 障害児福祉計画 (R９～R１１)		

（２）計画の策定方法（案）について

令和８年度中の計画策定に向け、その基礎資料となるニーズ把握のため、令和７年度中に、障害者、障害児、障害のない一般の方を無作為に抽出し、アンケート調査を実施する予定としております。

3 富山市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

(1) 富山市「にも包括」フロー図

富山市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」と表記)構築推進事業

1 目的

- ①精神障害の方やメンタルヘルス上に課題を抱えた方等が、ご本人の生活上の課題について共に考え解決に向けての支援が途切れることなく提供される地域づくり
- ②市民一人一人のメンタルヘルスリテラシー(メンタルヘルスに関する知識や生活スキル、心構え等)が育まれる地域づくり
- ①、②を推進することで、精神障害の有無や程度に関わらず、ご本人がその人らしく地域で安心して生活できる富山市を目指す。

(2) 「にも包括」について

〇にも包括とは

精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上に課題を抱えた者等が、精神障害の有無や程度に関わらず地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたケアシステム。
精神保健福祉行政の『入障医療中心から地域生活中心へ』の政策理念に基づいた取り組みをさらに強力に推進するために平成29年の厚生労働省の検討会報告書を明記された。
精神障害者の地域移行、地域定着にとどまらず、「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」の一つとして考えられている。

〇実施主体

厚生労働省の検討会において市町村で実施することが望ましいと明記。一方で「にも包括」構築推進の根拠法令はない。

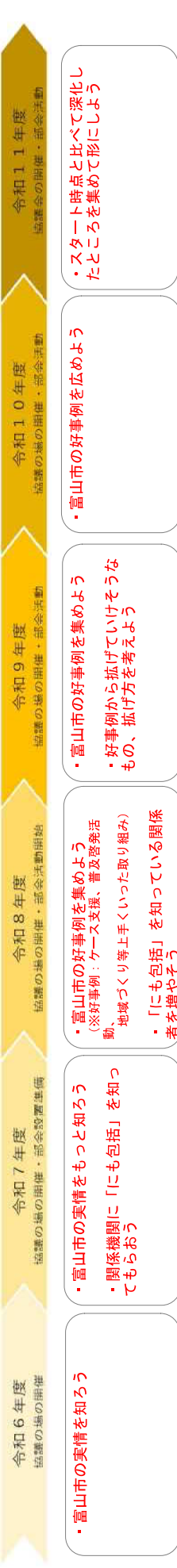
〇対象

精神科病院に長期入院している精神障害者、地域生活を営む精神障害者、精神保健(メンタルヘルス)上に課題等を抱える住民

(3) 「にも包括」構築推進に関する富山市の取り組み

- ・第6期富山市障害福祉計画にて「にも包括」協議の場を設けると明記。令和5年度に第一回目の協議の場を実施。関係機関と「にも包括」の理念及び関係機関における課題を共有。
- ・「にも包括」の協議の場以外にも、複数の関係部署において「にも包括」構築に関連する事業の展開や協議体の設置がなされている。重層的な支援体制の構築、普及啓発活動、本人の状況に応じた社会参加の推進等に取り組んでいる。

(6) 富山市「にも包括」ロードマップ



地域アクセスメント(実態把握及び課題抽出)、関連部署や協議体への周知と目標の共有

好事例を積みかさね、それを広げ、「にも包括」の深化を目指す。

(4) 富山市「にも包括」イメージ図



(5) 富山市保健所における「にも包括」の重点的取り組み

〇保健・医療を起点とした基盤整備に関する「にも包括」の重点的取り組み

- ①メンタルヘルスの課題や不調に対して早期に発見し対応する仕組みづくり。
- ②様々な普及啓発活動、援助希望行動の啓発、医療機関へのアクセスの向上等)
- ③生活課題を抱えながらも相談機関につなげることができない方(医療中断者やひきこもり、セルフネグレクト等)へのアウトリーチ活動の充実、医療機関と地域の社会資源(福祉・介護)の連携の強化。
- ④好事例(ケース支援、普及啓発活動、地域づくり等)を上手い取り引きを積み重ね、研修会等で地域の支援機関や団体、市民等へ浸透させ個を支える地域を育む。
- ⑤当事者視点の活用(ピアサポーターとの連携)や家族支援の充実

